

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
受託研究規程

令和6年4月1日

規程第113号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における受託研究を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「大学等」とは、知的財産基本法第二条第3項に定める大学等をいう。

2 この規程において「受託研究」とは、法人以外の者から委託を受けて法人が実施する研究で、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 委託者（第5条第1項において、法人と契約を締結した者をいう。以下同じ。）における新技術・新製品開発又は現製造における技術課題の解決、改善、又はその方途の研究

(2) 法人が別に定める依頼試験の項目に列挙される試験項目の中で、特殊な材料又は形状及び特殊な条件で行う必要のある試験分析並びに特別の精度が要求される試験分析

(3) 前各号に掲げる以外の研究であって、産業技術の発展や法人の技術蓄積のために有益であると法人の理事長が認める研究

3 この規程において「知的財産権」とは、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職務発明規程第3条第1項第2号に定める知的財産権をいう。

4 この規程において「発明等」とは、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職務発明規程第3条第1項第1号に定める発明等をいう。

5 この規程において「出願等」とは、特許権、実用新案権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

6 この規程において知的財産権の「実施」とは、特許法第二条第3項に定める行為、実用新案法第二条第3項に定める行為、意匠法第二条第2項に定める行為、商標法第二条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第二条第3項に定める行為、種苗法第二条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為及び営業秘密の使用をいう。

(申請)

第3条 法人に受託研究を委託しようとする者は、法人の理事長に申請しなければならない。

(受託の制約)

第4条 受託研究の目的が、司法上の証拠として用いようとされる場合等、理事長が適当でないと認める受託研究は受託しない。

2 受託研究の内容がすでに申請者と異なる者から受託した研究と同じ内容の研究は、受託しない。ただし、第2条第2号に規定する試験分析の場合はこの限りでない。

(契約)

第5条 法人の理事長は、第3条の申請内容により、受託研究を受託することが適当であると認めるときは、第3条の者と当該受託研究に関する契約を締結する。

(研究費の納入等)

第6条 委託者は、法人が受託研究を実施するために必要な費用（以下「研究費」という。）を法人に支払わなければならない。

2 委託者は、受託研究に必要な資材及び設備を法人に提供することができる。

(研究費の減額)

第7条 理事長は、委託者が大阪府内に本店登記を有する中小企業の場合、研究費を減額することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、委託者が次のいずれかに該当する場合、研究費を減額しないことができる。

- (1) 大阪府及び大阪市において入札参加停止の措置等を受けている
- (2) 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない
- (3) 地方税に係る徴収金を完納していない
- (4) その他、理事長が、減額をすることが適当でないと認める場合

(受託研究の遂行)

第8条 法人は、必要に応じ委託者と協議を行うことにより、受託研究の円滑な遂行に努める。

(発明等の取り扱い)

第9条 受託研究の結果、発明等が生じた場合、当該発明等に係る知的財産権は、当該発明等を実質的に行った者が有するものとする。

(研究成果の取り扱い)

第10条 受託研究の成果及びその取り扱いについては、委託者との契約により定めるものとする。

(適用範囲)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究に関して必要な事項は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所受託研究実施要領に定める。

2 前項にかかわらず、委託者が大学等である場合、研究費が科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において定義される競争的研究費を原資とする場合又は法人の理事長が認める場合、受託研究に関して必要な事項は、法人と委託者

が別途定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。